

○教育長(銘苅 健)

皆さんこんにちは。

これより令和 7 年度の第 12 回教育委員会の定例会を始めます。

会議の成立について、事務局の報告をお願いします。

○教育総務課庶務係長(津覇 大輔)

報告いたします。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 14 条第 3 項により、5 名中 5 名が出席しておりますので、本定例会が成立していることをご報告いたします。

○教育長(銘苅 健)

ありがとうございます。

本定例会は成立しているとのことですので。

それでは会議順に従って進めてまいります。

会議録署名人の指名をいたします。

下地イツ子委員と宮城靖委員お二人をお願いします。

○教育委員

はい。

○教育長(銘苅 健)

次に教育長の報告ですが簡単にですね、今週の金曜日から、代表質問、そして来週一般質問ということではありますが、今回は指導部が 20、教育部が 12、合計で 32 しかなくて、今までの数の 3 分の 1 となっています。

そういうことでまた、今度のですね質問事項について、やっぱり中央公民館が供用停止するために、この使っている人達はどうなるかというような問題とかですね、あるいは教育委員会関係でありますと、当山の分離校がどうなるかとかですね、そういったのがありますし、あとはいじめとか、そういった生徒指導関係のものも入っています。

あと大きいのは何かありましたかね。

○指導部長(内田 篤)

不登校もあります。

○教育長(銘苅 健)

そう、不登校だね。

○教育部長(野村 美抄代)

あとは給食。

○指導部長(内田 篤)

給食無償化も。

○教育長(銘苅 健)

給食の無償化、値上げするのにどうなっているかということですね。

それと県外派遣費。

派遣費がこれまで 2 位までが派遣対象だったのですけれども、これを 3 位まで広げるといことで、予算が 2 倍ぐらいになっています。

これも議員からいろんな要請があったものですから、それに沿うのかなと思っています。

そういったものでですね、また金曜日から始まります。

本日の議事は 7 件となります。

本日の議案第 44 号と議案第 45 号、そして報告 24 号と報告第 25 号は、人事案件のために、秘密会といたしたいと思いたしますがよろしいでしょうか。

○教育委員

はい。

○教育長(銘苺 健)

それではそのように進めて参ります。

議案第 44 号と 45 号、報告の 24 号と 25 号については、浦添市教育委員会の会議規則第 6 条第 1 項の規定に基づき、秘密会といたします。

議事の進行については、議事日程の通り進めてまいります。

これより秘密会となりますので、関係職員以外は退席をお願いします。

事務局は資料お願いいたします。

それでは議案第 44 号「令和 8 年度公立学校教職員等の定期人事異動の内申について」提案理由の説明をお願いいたします。

内田部長。

～ 秘 密 会 ～

○教育長(銘苺 健)

それでは、議案第 44 号について、原案の通り承認ということによろしいですか。

○教育委員

はい。

○教育長(銘苺 健)

ありがとうございます。

議案第 44 号は承認されました。

それでは議案第 45 号について行いますので資料の交換をお願いします。

それでは、議案第 45 号「県費負担教職員の内申について」提案理由の説明をお願いします。

指導部長。

～ 秘 密 会 ～

○教育長(銘苺 健)

はい、ありがとうございます。

それではただいまありました議案第 45 号、原案の通り承認ということによろしいですか。

○教育委員

はい。

○教育長(銘苺 健)

はい、ありがとうございます。

それでは、議案第 45 号は承認されました。

それでは次に報告の第 24 号を行いますので、事務局は資料の配付をお願いいたします。

それでは報告第 24 号「専決事項の報告について(県費負担教職員)」について報告をお願いします。

指導部長。

～ 秘 密 会 ～

○教育長(銘苺 健)

はい、よろしいでしょうか。

はい、じゃあ報告第 24 号を終えます。

続いて、報告第 25 号について行いますので、関係職員の入れ替え、そして事務局の資料

配付をお願いします。

それでは、報告第 25 号「専決事項の報告について(教育委員会事務局職員)」の報告をお願いします。

○教育部長(野村 美抄代)

はい。

○教育長(銘苺 健)

野村部長。

～ 秘 密 会 ～

○教育長(銘苺 健)

それでは報告第 25 号を終えます。

秘密会は以上となります。

事務局は資料の回収をお願いします。

関係職員の入室を認めます。

それでは次の議事に移りますが、議案第 46 号「教育委員会委員の辞職について」ですが、本事案は、東健策委員につきましては当該者となりますので、席を外すこととなります。

よって、東委員は一度退席していただきたいと思いますが、よろしくお願いいいたします。

それでは議事に移ります。

議案第 46 号「教育委員会委員の辞職について」提案理由の説明をお願いします。

○教育部長(野村 美抄代)

はい。

○教育長(銘苺 健)

野村部長。

○教育部長(野村 美抄代)

議案書の 3 ページをご覧ください。

議案第 46 号「教育委員会委員の辞職について」。

提案理由は、東健策委員により、令和 8 年 3 月 31 日を以って委員を辞職したい旨の辞職願が提出されたことについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 10 条の規定に基づき、教育委員会の同意を得る必要があるためでございます。

詳細につきましては 4 ページ以降をご覧ください。

以上です。

○教育長(銘苺 健)

はい、ありがとうございます。

今回、辞職願ということですね、議案書 4 ページの方にありますが、これを出していただき市長まで承認をいただきました。

何かご質問ありますか。大丈夫ですか。

はい、下地委員どうぞ。

○教育委員(下地 イツ子)

東健策委員におかれましては、就任なさってから、残任期間も含めての再任ということで、教育委員会においても、様々なことを校長先生のお立場から、それから PTA の方にも関わっておられたというところから、保護者の立場からということで、貴重なご意見をこれまでもいただいていた、今回一身上の都合ということで退任なさることも、ものすごく残念に感じているところですが、ご自身のご都合もあることですので、これはもう引き止めようがないことなのかなと、私の中では大変残念ながら、今回のことを受けとめています。

これまでに対して、本当に感謝の気持ちしかないなど、いうところでの意見でした。

○教育長(銘苺 健)

はい、ご意見ありがとうございます。

それでは議案第 46 号について、同意ということによろしいでしょうか。

○教育委員

はい。

○教育長(銘苺 健)

ありがとうございます。

それでは議案第 46 号「教育委員会委員の辞職について」は教育委員会として同意するものといたします。

それでは、東健策委員の入室を認めます。

それでは次の議事に移ります。

議案第 47 号「浦添市教育振興基本計画(後期)の策定について」提案理由の説明をお願いいたします。

○教育部長(野村 美抄代)

はい。

○教育長(銘苺 健)

教育部長。

○教育部長(野村 美抄代)

議案書 5 ページになります。

議案第 47 号「浦添市教育振興基本計画(後期)の策定について」提案理由は、浦添市教育振興基本計画(後期)を策定するにあたり、教育委員会の権限に属する事務として、浦添市教育委員会事務委任等に関する規則第 2 条第 1 項第 1 号に基づき、議決を必要とするためでございます。

詳細について、教育総務課長よりご説明申し上げます。

○教育長(銘苺 健)

はい、大城課長。

○教育総務課長(大城 博郎)

それでは、浦添市教育振興基本計画(後期)の策定についてご説明申し上げます。

今回提案する浦添市教育基本計画(後期)は、令和 3 年 3 月に 10 年計画として策定した、浦添市教育振興基本計画の中間見直しに伴い、策定するものでございます。

前半 5 年間の点検評価として、市民、保護者によるアンケートを実施し、その結果等を基に、教育の実施状況の確認、課題の把握を行い、教育環境の変化や教育ニーズに対応できるよう、計画の方向性や施策の取り組み内容、活動指標等の見直しを行いました。

本計画は、浦添市の教育全体を網羅する基本計画となり、本市の教育分野における最上位計画に位置付けられるものとなります。

この案は、浦添市教育振興審議会より答申された計画の案を基に、事務局にて整理し、提案しておりますが、答申までの過程で、パブリックコメントも実施しております。

パブリックコメントにつきましては、1 月 16 日金曜日から 1 月 30 日金曜日の間実施しましたが、市民から特にご意見はございませんでした。

本日は、時間の都合上計画の詳細についての説明は割愛させていただきます。

計画の骨格となる柱の部分についてご説明いたします。

冊子になっている計画書の 5 ページをお開きください。

本計画の骨子として、8 本の骨子と 25 の施策で構成しております。

前期から大きな変更等はありませんが、骨子 8 と施策 24 の文言を一部変更しております、骨子について教育施策の柱を大きくは、就学前教育、学校教育、社会教育、そして教育協働 4 つに据えております。

就学前教育に関する骨子は 1、学校教育に関する骨子は 2、社会教育に関連する骨子は 5、教育協働に関連する骨子は 8 となっております。

そして、これら学校教育、社会教育等を支える土台の部分の施策として、骨子 3、放課後等学校外でのこどもへの様々な施策。

骨子 4、教職員の人材育成・働く方改革の推進。

骨子 6、学校施設、社会教育施設等の運営・維持管理の推進。

骨子 7 は、文化財、文化・芸術といった、文化に関する施策を一本化しております。

そしてこれらの骨子について、展開している施策を、25 本の施策として整理しており、計画の主な内容は、この 25 の施策の取り組み内容等についてまとめたものとなっております。

以上が計画の骨組み部分となります。

昨年 7 月の審議会の諮問から、今年 2 月までの 4 回の審議を経て、計画案をまとめておりますが、審議会では各委員より、本市の教育について専門分野はもちろん、教育全般について幅広く貴重なご意見を頂戴することができました。

事務局としても本市の教育のあり方について、多角的な視点からご意見を頂戴し、計画書を作成することができましたことは、審議会のお力添えが大きかったものであります。

以上、簡単ではございますが、浦添市教育振興基本計画(後期)の策定について、ご審議のほどよろしく願いいたします。

○教育長(銘苅 健)

はい、ありがとうございます。

ただいま事務局から概略を説明してもらいました。

委員の皆さんについては、前回この冊子を持っていますので、その中からまた何かご質問等があれば、よろしく願いいたします。

○教育委員(宮城 靖)

はい。

○教育長(銘苅 健)

はい、宮城委員どうぞ。

○教育委員(宮城 靖)

前回資料いただいて読ませていただきました。

その中でいくつか質問させてください。

紙資料では、8 ページ、タブレットでは 17 ページになりますけれども、生きる力をはぐくむ学校教育のところの、現状と課題 4 段落目、その他にも、というところを拡大したら入っているところで、後ろの方で、小中連携教育や小中一貫教育の推進と書かれていますが、浦添市の小中一貫教育はやっていない、連携ではありませんでしたか。

○学校教育課指導監(玉城 正也)

はい。

○教育長(銘苅 健)

玉城指導監どうぞ。

○学校教育課指導監(玉城 正也)

小中一貫を土台に据えて、そこを目指して、表のあり方としてはやっぱり連携を通して、小中一貫を目指していくという作りになっております。

○教育委員(宮城 靖)

ありがとうございます。

現状と課題だったので、小中一貫は目に見える部分ではやっていなくて、連携という形だったので、小中一貫という文言はなくてもいいのかと感じました。

それから文書の中の、これはちょっと戻って3行目になりますけれども、激変する社会の中で生き抜くためのところの文言なのですけれども、タブレットで23ページ、紙媒体で14ページ中盤、加えてというところ。

急速に変化する社会を生き抜くというふうな形で書かれているのです。

結局、文言としては同じ文章なのですけれども、先ほどのものは激変する社会の中で生き抜くためのところ、ここでは急速に変化する社会を生き抜くためのところ、意味は同じなのですよ。

意味は同じなので、同じ冊子の中に来るのであれば同じ文言でもよくないのかなというところ。

ちなみに、県の教育振興基本計画の中では、変化の激しい社会で生き抜くための、と書かれている。

そこから捉えて書いていると思うのですけれども、同じ冊子の中の文面であれば、同じもので統一すべきかと思っています。

変えるのであれば、14ページの方がやさしい言葉になっているのかなと思うので、激変するよりは、急速に変化していく、の方がやさしいかなと思って読んでおりました。

続いて二つ目に、紙の19ページ、タブレットは28ページになりますけれども、社会教育等の充実と生涯学習社会の実現の、活動指標なのですけれども、中央公民館の口座開催数が、66回で、後期の最終年は67回、そんなに開催数変わっていないのですよ。

中央公民館が今なくなって、あちこちで中央公民館の活動というのをやっているのですけれども、それでも開設数が減らないということは頑張っているなと思うのですが、問題は次の中央公民館施設利用者数というのが5万2,263人から、後期は目標として7,200人、85%減っているのですよ。これって、中央公民館が無くなったので人集まらないよねって部分で出したのか、減るとしても、ここまで減るのかなと。

そんなことがちょっと心配で、少し、もう少し今考えていただけたらなあというようなことを感じました。

続いて、同じ中央公民館関連で、21ページに、施策21の53のところ、中央公民館運営・維持管理の充実ということと、中央公民館建て替えの検討というものがありますけれども、現実的には今、維持管理というのはあかひらステーションの中央公民館の維持管理だと思うのですけれども、建て替えの検討というのは、計画も含まれてくるのかな。

入れるなら、検討のほかに、計画というふうな形で、もう建て替えるのは決定ですよ、いつかは。

用途は立っていないけれども、閉めたら次を建て替えていくっていうのは、ちょっと当たり前かなと思っているので、その計画までを入れていただきたいなということを感じます。

同じページで、浦添グスク・ようどれ館というところで、8,600名で増加しないのですよ。

8,600名で12年度も計画されていて、8,500名前後という数なのですけれども、ただ議案書31ページにある歴史と文化を薫るまちづくりでは、目指す方向として、充実してこうというふうにしてあるのに、人数が変わらないっていうのは、あまりにも、継続的に計画としては乖離があるのかなということを感じました。

首里城が復興しますよね、復興する中で、インバウンドでたくさんの人々が、首里城を見学し、そのプラスアルファで浦添まで、ようどれまで来る、というようなところでいうと、ちょうど

てだこ学園大学院の意見発表の中で、首里城のガイドをされている、外国語ガイドをされている方が発表していました。

その方の構想の中では、浦添市も今外国語のガイドの方が4名ぐらいしかいないので、もっと増やすことが計画されている。

増やすことを目標としてあるのだけでも、その中でもっとたくさん取り入れるっていうところでは、8,600ではないのかな、というふうなことを感じていて、せめて1万5,000とか2倍なるとか。

目標ですよ、あくまで。

今と同じでいいですよっていう目標だったら、推進充実ということにはならないのではないかと思うと、1万人とか1万2,000人とかっていう、1.5倍ぐらいの数を目標にした方がよくないのかなというのを感じました。

それから、これは余談ですけども。

15ページの施策15、働き方改革の推進というところでは、前も申し上げましたけども、小中学校の教職員の残業時間というのは、課外活動、部活動への対応。

それから二つ目児童生徒の生徒指導。

三つ目に保護者からの要望への対応。

四つ目に調査物が多いというところで、残業時間が増えていっているというのが、ベスト4に入ってくると思うのです。

教育委員会でも、それを減らせるというふうなところが見受けられると思うので、ぜひ皆で、教職員の働き方を検討できたらと思います。

よろしくお願いします。

以上です。

○教育長(銘苺 健)

はい、ありがとうございます。

東委員どうぞ。

○教育委員(東 健策)

関連して、この活動指標というのがあるのですけれども先ほど宮城委員からもありましたけれども、令和6年の現状値があって、令和12年の目標値が、余りにも低すぎるのではないかという箇所が何ヶ所かあるのですね、この担当課によっては。

ですから、令和6年があって、令和8年がこの数字だったらまだ納得できますけれども、もう5年先の数字を挙げるとなったら、これもっと大きくしないといけないって感想を持っています。

ですので、当然その毎年毎年見直しがされていくわけですから、あくまでも令和最終年次の令和12年度においてやはりもう、もっと数字を上げていかないと特にまた、文化・スポーツ振興部当たりの参加人数が181人から210人なのですよ、これほとんど、何もしてないのかなという、しないのかなという印象を持ちますので、やはり目標値というのは、高く掲げていって、それに近づけるように毎年毎年やっぱり工夫・改善していくのが普通の考え方かなと思っていますので。

その辺は再考の、先ほどの宮城委員と一緒に再考する必要があるのかなということを感じています。

以上です。

○教育長(銘苺 健)

はい、ありがとうございます。

ただいまご指摘ありましたけど、何か事務局からありますか。

大城課長。

○教育総務課長(大城 博郎)

委員のご指摘がある中で、活動指標、こちらはですね、やはり我々としても、担当課といういろいろ話し合ってますね、担当課の中では、例えば中央公民館であれば、現状で、可能なものでできる、中央公民館講座であれば、公民館は閉鎖するけれども、ちょっと頑張っ、これは維持していこう。

またその下の利用者数であれば、要は箱のキャパが、部屋数等も含めてなので、現状であれば、こんなもんだらうというところで、今、考えのもとでやっていて、他のところも割と少なくなっているところとかも話も、聞きながらやっているとございます。

今おっしゃるように、目標は高くあった方がいいのかなというところのものも、当初は含めてやっていたのですけれども、担当課の方のお話の中で、あまり高過ぎる目標だと、今度はなぜそれに達しないのかというようなところ等も、担当課はありましたので、とりあえずまず達成でき得る部分で、頑張っ、やれる方向もちょっと考えて欲しい。

その結果がこの内容になっておりますので、今回につきましてもちょっとその内容でみて、また再度5年の見直しの時にはですね、今委員のおっしゃっているような形でやっていけるような形の設定にできればなというところございます。

あと、先ほど宮城委員のお話にもあった、言葉の言い回しなのですが、その辺の部分ってというのは、担当課の方で、内容に関係のある担当課の方で、お願いしているところではあるのですが、基本はある程度審議会でも揉んでもらった上でのものなので、これについては、今回引き取りはしますけれども、できればもう次回の中で、反映させていくような形をとらせていただければなと思います。

○教育委員(宮城 靖)

はい。

○教育委員(東 健策)

はい。

○教育総務課長(大城 博郎)

私の方からは以上です。

○教育部長(野村 美抄代)

休憩をお願いします。

○教育長(銘苺 健)

休憩します。

再開します。

○教育委員(下地 イツ子)

よろしいですか。

○教育長(銘苺 健)

はい、下地委員どうぞ。

○教育委員(下地 イツ子)

確認です。

概要のところ、最初のページ。

パブリックコメントの実施が、1月16日から30日まで、半月あったというところで、これは、ホームページに載せて周知を図ったのか、それとも毎月出ている市の会報がありますよね、そこにも前月の12月あたりからこういうパブリックコメントを募集しますよという告知みたいなものを載せたのかということ、教えていただきたいです。

○教育長(銘苺 健)

大城課長。

○教育総務課長(大城 博郎)

パブリックコメントを載せる際は、素案と一緒に載せるものですから、市の広報であれば、ちょっと何か月か前からの話になるので、ちょっと間に合わせきれなくて、基本は今浦添市でパブリックコメントを行う時はホームページに載せているところです。

○教育委員(下地 イツ子)

わかりました。

ありがとうございます。

○教育長(銘苺 健)

他に委員からご質問ありますか。

大丈夫ですか。

それでは、議案第 47 号については原案の通り承認してよろしいでしょうか。

○教育委員

はい。

○教育長(銘苺 健)

ありがとうございます。

議案 47 号は承認されました。

なお今回承認いただきました計画について、字句の訂正等軽微な修正については、事務局と私へ一任いただきたいと思いますと思いますがよろしいでしょうか。

○教育委員

はい。

○教育長(銘苺 健)

ありがとうございます。

ご承認いただきました「浦添市教育振興基本計画(後期)」の今後の流れについて、事務局より説明をお願いいたします。

○教育総務課長(大城 博郎)

本日ご承認いただきました内容は、計画の主要部分となります。

今後は、計画の資料編等について整理し、3 月中旬を目途に完成するよう進めてまいります。

4 月上旬には委員の皆様へ本計画書をお届けしたいと考えておりますので、よろしく願います。

○教育長(銘苺 健)

はい、ありがとうございます。

委員の皆さんよろしいですか。

○教育委員

はい。

○教育長(銘苺 健)

それでは次に、議案第 48 号「教育長の営利事業等の従事について」となります。

こちらについては本事案が、私が当該者となりますので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 14 条第 6 項の規定により、当事者は議事に参与することができませんので、よって、教育長職務代理人へ議事の進行をお願いしたいと思いますので、下地委員、よろしく願います。

○教育長職務代理人(下地 イツ子)

はい。それでは私の方で議事を進めさせていただきたいと思います。

ただいま教育長から当事者は議事に参与することができなとご説明がありましたが、同法第 14 条第 6 項のただし書きの規定により、「教育委員会の同意があるときは、会議に出席し、発言することができる」とあります。委員の皆さまにお諮りします。銘苅教育長にこのままご出席いただいてもよろしいでしょうか。

○教育委員

はい。

○教育長職務代理人(下地 イツ子)

ありがとうございます。それでは、このまま会議を続けさせていただきます。議案第 48 号「教育長の営利企業等の従事について」提案理由の説明をお願いします。

○教育部長(野村 美抄代)

はい。

○教育長職務代理人(下地 イツ子)

野村部長。

○教育部長(野村 美抄代)

議案書 37 ページをご覧ください。

議案第 48 号「教育長の営利企業等の従事について」。

提案理由は地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 11 条第 7 項の規定に基づき、教育長の営利企業等の従事について、教育委員会の許可を受ける必要があるためでございます。詳細につきましては、38 ページ以降をご覧ください。

以上です。

○教育長職務代理人(下地 イツ子)

ただいま議案第 48 号について説明がございました。

資料は 39 ページ、40 ページに、記載がされております。

ご確認いただいた上で、ご意見や、ご質問等あれば、挙手にてお願いいたします。

今回の場合は「みんなのスポーツ」の冊子。

不定期連載で「アナザーストーリー」というところに寄稿されるということがあって、報償費が発生するということでの営利企業等の従事ということの、案件になっておりますが、特にご意見ないようでしたら、議案第 48 号につきまして承認としてよろしいでしょうか。

○教育委員

はい。

○教育長職務代理人(下地 イツ子)

ありがとうございます。

では議案第 48 号「教育長の営利企業等の従事について」は教育委員会として承認するものとします。

ただ今の議案第 48 号について審議を終えましたので、議事進行について教育長へお返ししたいと思います。

○教育長(銘苅 健)

はい、下地委員ありがとうございました。

本日の議事は以上となります。

その他報告事項等、事務局でございますでしょうか。

あります、玉城指導監。

○学校教育課指導監(玉城 正也)

一つですね、先ほどの回答で修正補足をしたいことがあるのですが、休憩お願いしてもいいですか。

○教育長(銘苅 健)

休憩します。

再開します。

お諮りします。

本定例会で議決された件に係る字句、数字、その他の整理を要するものについては、教育長に委任するということによろしいでしょうか。

○教育委員

はい。

○教育長(銘苅 健)

ありがとうございます。

よって、字句、数字、その他の整理は、教育長に委任することに決定いたしました。

以上をもちまして令和7年度第12回教育委員会定例会を閉会いたします。

お疲れ様でした。